

平成28年3月23日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日 時	平成28年3月23日(木) 午後3時00分					
場 所	教育委員会室					
開 会	午後3時00分					
閉 会	午後5時01分					
出席委員						
教 育 長	加 藤 裕 之	雁 部 隆 治	阿 部 博 道	坂 根 慶 子	淺 松 三 平	
委 員						
委 員						
委 員						
委 員						
説明のために出席した職員						
教育委員会事務局次長	後 藤 隆 宏					
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	岩 佐 一 郎					
教育委員会事務局参事 (すみだ教育研究所長事務取扱)	高 橋 宏 幸					
学 務 課 長	須 藤 浩 司					
指 導 室 長	月 田 行 俊					
生 涯 学 習 課 長	岡 本 香 織					
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	佐 久 間 英 樹					
ひ き ふ ね 図 書 館 長	石 原 恵 美					

2 議題について

(1) 議決事項

- 第1 議案第17号 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について
- 第2 議案第18号 幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程について
- 第3 議案第19号 幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程について
- 第4 議案第20号 学校職員の出勤簿及び出勤記録整理規程の一部改正について
- 第5 議案第21号 「県費負担教職員及び幼稚園教育職員の職務に専念する義務の免除並びに幼稚園教育職員の給与の減額の免除について」の一部改正について
- 第6 議案第22号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について
- 第7 議案第23号 墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部改正について

- 第 8 議案第 2 4 号 墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則の一部改正について
- 第 9 議案第 2 5 号 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について
- 第 1 0 議案第 2 6 号 学校（園）医等の退任に伴う感謝状の贈呈について
- 第 1 1 議案第 2 7 号 平成 2 8 年度学校（園）医等の委嘱について
- 第 1 2 議案第 2 8 号 第 2 0 期墨田区文化財調査員の委嘱について
- 第 1 3 議案第 2 9 号 墨田区スポーツ推進委員の退任に伴う感謝状の贈呈について
- 第 1 4 議案第 3 0 号 第 2 8 期墨田区スポーツ推進委員の委嘱について
- 第 1 5 議案第 3 1 号 中学校スポーツ施設開放指導員の退任に伴う感謝状の贈呈について
- 第 1 6 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度中学校スポーツ施設開放指導員の委嘱について
- 第 1 7 議案第 3 3 号 墨田区立図書館運営規則の全部改正について
- 第 1 8 議案第 3 4 号 墨田区立図書館処務規則の全部改正について
- 第 1 9 議案第 3 5 号 墨田区立図書館運営基本方針について

(2) 報告事項

- 第 1 寄付者への感謝状の贈呈について
- 第 2 教育課題の進捗状況について
- 第 3 平成 2 7 年度児童・生徒の事故について
- 第 4 （仮称）総合運動場等整備基本計画（案）について
- 第 5 平成 2 7 年度墨田区立図書館・コミュニティ会館図書室・すみだ女性センター情報コーナーの蔵書点検実施報告について
- 第 6 墨田区登録無形文化財の認定解除及び感謝状の贈呈について

3 会議の概要について

教育長 ただ今から教育委員会を開会します。本日の会議録署名人は坂根委員にお願いいたします。本日の日程について、ご報告申し上げます。告示日（3月18日）において議決事項として付議いたしました「墨田区登録無形文化財の認定解除及び感謝状贈呈について」は、緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、教育委員会を招集するいとまがなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、その事務の処理について、教育長が臨時に代理いたしました。従いまして、本案件については、墨田区教育委員会会議規則第7条第1項の規定により報告事項として日程を変更いたしましたので、ご承知おきください。

議決事項第 1

議案第 1 7 号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について」を上程する。

庶務課長 提案理由は、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の規定整備を行う必要があるためです。ただ、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正については、現在区議会定例会に提案され、審議中の議案となっています。したがって、本案件は根拠となる幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が可決することを前提として提案させていただいた経緯がございます。それでは、改正内容についてご説明いたします。まず、4 級が園長職、3

級が副園長職などを定めた等級別基準職務表がございます。この表は、本規則に定められています。それが地方公務員法の一部改正により、その表を区の条例で定めることになりました。したがって、その表を本規則から削除する必要があるため、規則第3条「級別標準職務」の規定と別表第1を削除します。また、分限処分の1つである降給処分について基準が新たに追加されました。これは、職員の分限に関する条例の一部改正による分限処分における降給制度の導入に伴い、降給させる号給について定めるものです。つまり、降給処分について制度化されることに伴い、第15条に規定を追加します。第15条の規定の内容ですが、降格と降給が同日に行われる場合の手続きに関わる内容となっています。降給は原則3号給下げることになっていますが、降格と降給が同日に行われる場合、まず降給をしてから降格を行う趣旨の規定となっています。説明は以上です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

阿部委員 規定整備ということですね。

庶務課長 はい、そうです。

教育長 それでは、議決事項第1・議案第17号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について」は、その根拠となっている「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」が、今区議会定例会において可決されることを前提条件として、原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第2・3

議案第18号「幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程について」及び議案第19号「幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程について」を上程する。

庶務課長 議案第18号と議案第19号の提案理由は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の規定整備を行う必要があるためです。まず議案第18号について、ご説明いたします。「規程」というかたちにしたのは、特別区人事・厚生事務組合から23区共通で「規程」とする旨の通知があったためです。これは、議案第19号についても同様です。改正の根拠となっている地方公務員法第15条の2第2項では「前項第5号の標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定める。」と規定されています。したがって、この規程は、法律第15条の2第2項の規定に基づき、標準的な職について内容を定めるものです。規定内容について、ご説明いたします。第1条では、「趣旨」として「この規程は、地方公務員法第15条の2第2項に規定する標準的な職に関し必要な事項を定めるものとする。」と規定しています。第2条では、「定義」として「この規程において『幼稚園教育職員』とは、幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭をいう。」と規定しています。第3条では、「標準的な職の構成」として「墨田区教育委員会が定める幼稚園教育職員の標準的な職は、別表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。」と規定し、別表で標準的な職について定めています。議案第18号の説明は以上です。続いて、議案第19号について、ご説明いたします。改正の根拠となっている地方公務員法第15条の2第1項第5号では「標準職務遂行能力」について定義され、「職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。」と規定されています。したがって、この規程は、法律第15条の2第1項第5号の規定に基づき、標準職務遂行能力について内

容を定めるものです。規定内容について、ご説明いたします。第1条では、「趣旨」として「この規程は、地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力に関し必要な事項を定めることを目的とする。」と規定しています。第2条では、「定義」として第1項に「この規程において『幼稚園教育職員』とは、幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭をいう。」と規定し、第2項に「この規程において『標準的な職』とは、幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程別表の右欄に掲げる標準的な職をいう。」と規定しています。第3条では、「標準職務遂行能力の構成」として「前条第2項に定める標準的な職の標準職務遂行能力は、別表の左欄に掲げる標準的な職に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。」と規定し、別表で標準職務遂行能力について定めています。説明は以上です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

教育長 この内容は、特別区人事・厚生事務組合の通知の内容と同様ですか。

庶務課長 はい、同様の内容とさせていただきます。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

阿部委員 これは、職制が変わったということですか。

庶務課長 いえ、職制は変わっていません。ただ、このような内容が規定上明確にされていなかったため、改めて規定に明記するものです。

阿部委員 それでは、この規程は新たに設けるものですか。

庶務課長 はい、そうです。本来それぞれの職においてこれらの能力が必要ですが、その内容を改めて規定に明記したものです。

教育長 この規程は、先ほどの議案第17号にあった降給、降格などの制度も関係して、定めるものですね。

庶務課長 はい、適正な評価をするためです。

坂根委員 以前までは、職務遂行能力ということが定まっていなかったということですか。

庶務課長 一般的には、業績評価において評価基準がありますので、そういった基準に基づいた内容となっています。

教育長 それでは、議決事項第2・議案第18号「幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程について」及び議決事項第3・議案第19号「幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程について」は、原案どおり定めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第4・5

議案第20号「学校職員の出勤簿及び出勤記録整理規程の一部改正について」及び議案第21号「『県費負担教職員及び幼稚園教育職員の職務に専念する義務の免除並びに幼稚園教育職員の給与の減額の免除について』の一部改正について」を上程する。

庶務課長 議案第20号の提案理由は、職員の結核休養に関する条例等の廃止に伴い、所要の規定整備を行う必要があるためです。根拠となっている職員の結核休養に関する条例ですが、今区議会定例会において当該条例を廃止する議案として上程されています。したがって、本議案についても区議会定例会において可決されることを前提条件として提案させていただきました。改正内容について、説明いたします。まず、別表第1に「又は職員の結核休養に関する条例の規定による休養」と規定されています。この部分は、東京都の条例を引用していますが、この条例は既に廃止されて

いますので、そのことに伴い当該規定を削るという改正です。次に、別表第2に「教育公務員特例法第14条の規定による休職又は職員の結核休養に関する条例の規定による休養」と規定されています。この部分で引用している条例は、区の条例となります。したがって、この条例が廃止されることに伴い、「教育公務員特例法第14条の規定による休職」に規定を改め、「ア 普通休養」と「イ 特別休養」という規定も削るという改正です。議案第20号の説明は以上です。続いて、議案第21号です。議案第21号の提案理由は、職員の結核休養に関する条例の廃止に伴い、所要の規定整備を行う必要があるためです。改正内容について、説明いたします。別表の事項欄に「結核性疾患及び」と規定されていますが、条例が廃止されることに伴い、この部分を削るという改正です。説明は以上です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

浅松委員 この東京都の条例が廃止されたのは、最近ですか。

庶務課長 いえ、最近ではありません。本来であれば、廃止された当時に合わせて改正するべきでしたが、当時規定整備漏れがあったので、今回合わせて改正するものでございます。

教育長 それでは、議決事項第4・議案第20号「学校職員の出勤簿及び出勤記録整理規程の一部改正について」及び議決事項第5・議案第21号「『県費負担教職員及び幼稚園教育職員の職務に専念する義務の免除並びに幼稚園教育職員の給与の減額の免除について』の一部改正について」は、その根拠となっている「職員の結核休養に関する条例を廃止する条例」が、今区議会定例会において可決されることを前提条件として、原案どおり改正することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第6

議案第22号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について」を上程する。

庶務課長 提案理由は、行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の規定整備を行う必要があるためです。改正内容について、説明いたします。改正前の行政不服審査法では、不服申立ての制度として異議申立てと審査請求の2つ制度によって構成されていましたが、法改正によって審査請求のみの制度となりました。そのことに伴い、本改正では、処分に対する不服申立てについて、様式に教示していた規定を改める内容となっています。具体的には、「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に規定を改めます。また、教示の内容をより丁寧にするため、括弧内に尚書きで規定を追加しています。その1つとして、「(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)」と規定を加えています。説明は以上です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

教育長 それでは、議決事項第6・議案第22号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について」は、原案どおり改正することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第 7

議案第 2 3 号「墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部改正について」を上程する。

学務課長 提案理由は、平成 2 8 年 4 月 1 日から子ども・子育て支援新制度における多子世帯及びひとり親世帯等の保育料負担の軽減措置が拡大されることに伴い、所要の規定整備を行う必要があるためです。改正内容について、説明いたします。1 点目は、年収約 3 6 0 万円未満相当の世帯（第 2 階層、第 3 階層）で区立幼稚園児が第 2 子以降であるときの保育料について、改正前は同一世帯の保護者の子である小学校 3 年生以下の児童が 2 人以上いる場合、年齢の高い順から数えて 2 番目及び 3 番目以降になる時、無料となっていたものが、改正後では生計を一にする保護者の子（年齢制限なし）が 2 人以上いる場合、年齢の高い順から数えて 2 番目及び 3 番目以降になる時、無料となります。今まで年齢制限として小学校 3 年生以下としていたものを年齢制限がなくなり、無料となる対象が拡大されました。2 点目は、年収約 3 6 0 万円未満相当の第 3 階層のうち、ひとり親世帯等の第 1 子の保育料について、改正前の保育料額は 5 , 7 0 0 円としていたものを、改正後の保育料額は第 3 階層の 1 / 2 の金額ということで 2 , 8 5 0 円となりました。これは、子ども・子育て支援新制度における幼児教育の段階的無償化という取組の中で、2 8 年度の取組の内容として打ち出されたことに伴い、区として所要の規定整備を行うものです。その他の規定整備として、保育料の減免で規定している次の事由による世帯の保育料について整備します。1 点目は、婚姻歴のないひとり親である場合の寡婦（寡夫）控除等のみなし適用です。これは、婚姻歴のないひとり親については、寡婦控除をみなしで適用する区の方針があり、そのことを規定上に明確にしたものです。2 点目は、月の初日以外の日から生活保護世帯となったときの減免について規定したものです。3 点目は、多子世帯及びひとり親世帯等の 1 点目や 2 点目以外の世帯で災害、失業等により収入が著しく減少するなどの特別な事由に該当する世帯となったときと規定上明確にしたものです。国の基準に基づき、区の保育料について規定しています。全体の内容として低所得世帯に対して一定の配慮を行うため、所要の規定整備を行うものでございます。説明は以上です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

坂根委員 ひとり親世帯の保育料が、約半分になったのですね。

学務課長 はい、そうです。

教育長 それでは、議決事項第 7 ・議案第 2 3 号「墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部改正について」は、原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第 8 ・ 9

議案第 2 4 号「墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則の一部改正について」及び議案第 2 5 号「墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を上程する。

学務課長 議案第 2 4 号及び議案第 2 5 号の提案理由は、行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の規定整備を行う必要があるためです。ただ、議案第 2 4 号については、入園許可に関する規定を

追加した上で、行政不服審査法の改正に伴う教示の改正も含め所要の規定整備を行うものです。議案第25号については、行政不服審査法の改正に伴う様式における教示を改正するものです。説明は以上です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

坂根委員 今まで入園不許可をする場合には、書面通知はしなかったのですか。

学務課長 入園の許可については、抽選により行っていたので、特段書面での通知は行っていませんでした。したがって、今回は行政不服審査法の改正に合わせ、入園不許可について書面をもって通知することを規定するものです。

坂根委員 はい、わかりました。

教育長 それでは、議決事項第8・議案第24号「墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則の一部改正について」及び議決事項第9・議案第25号「墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」は、原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第10・11

議案第26号「学校(園)医等の退任に伴う感謝状の贈呈について」及び議案第27号「平成28年度学校(園)医等の委嘱について」を上程する。

学務課長 議案第26号の提案理由は、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱に基づき、感謝の意を表す必要があるためです。内容については、3名の方が退任されますので、感謝状を贈呈するということです。贈呈理由は、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第2号の規定する「教育事業に尽力すること3年以上にわたるとき」、感謝状交付基準要綱細目基準学務課4号の「学校医等が退任又は死亡したとき」に該当するためです。交付主体は、墨田区教育委員会です。議案第27号の提案理由は、学校保健安全法第23条に基づき、委嘱する必要があるためです。内容については、後任の3名を委嘱するものです。発令年月日は、平成28年4月1日です。委嘱期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日です。委嘱の根拠については、学校保健安全法第23条です。説明は以上です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

教育長 それでは、議決事項第10・議案第26号「学校(園)医等の退任に伴う感謝状の贈呈について」及び議決事項第11・議案第27号「平成28年度学校(園)医等の委嘱について」は、原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第12

議案第28号「第20期墨田区文化財調査員の委嘱について」を上程する。

生涯学習課長 提案理由は、墨田区文化財調査員設置要綱第5条の規定に基づき、委嘱する必要があるためです。第19期の文化財調査員の任期が、平成28年3月31日までとなっていますので、新たに平成28年4月1日付けで第20期墨田区文化財調査員を委嘱するものでございます。委嘱

期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間です。委嘱する調査員の氏名、経歴等は表のとおりです。根拠は、墨田区文化財調査員設置要綱第5条です。なお、現在調査員は5名いますが、2名の方から再任しない旨の申出がありましたので、当面の間3名の調査員で活動していただくことと考えております。また新たに委嘱する必要がある場合は、改めて検討したいと考えております。説明は以上です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

教育長 それでは、議決事項第12・議案第28号「第20期墨田区文化財調査員の委嘱について」は、原案どおり委嘱することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第13・14

議案第29号「墨田区スポーツ推進委員の退任に伴う感謝状の贈呈について」及び議案第30号「第28期墨田区スポーツ推進委員の委嘱について」を上程する。

スポーツ振興課長 議案第29号の提案理由は、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱に基づき、感謝の意を表する必要があるためです。趣旨としては、平成28年3月31日付けで今期のスポーツ推進委員としての任期が満了することになり、2名の方から退任したい旨の申出がありましたので、感謝状を交付するものでございます。根拠は、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱細目基準のスポーツ振興課第3号です。就任2期4年以上勤続し退任する者に交付するものでございます。交付主体は、墨田区教育委員会教育長です。交付年月日は、平成28年4月1日です。交付対象者は、表のとおりです。議案第29号の説明は以上です。議案第30号の提案理由は、墨田区スポーツ推進委員選考基準要綱第3条第1号及び第2号の規定に基づき、委嘱する必要があるためです。趣旨としては、平成28年4月1日付けで第28期墨田区スポーツ推進委員を委嘱するものでございます。委嘱期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間です。委嘱する方は表のとおりで、再任が29名、新任が1名の計30名です。議案第30号の説明は以上です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

浅松委員 任期は3月31日ですが、感謝状を交付するのは4月1日ということですか。

スポーツ振興課長 3月31日付けの感謝状ですが、贈呈する日が4月1日ということですか。

教育長 それでは、議決事項第13・議案第29号「墨田区スポーツ推進委員の退任に伴う感謝状の贈呈について」及び議決事項第14・議案第30号「第28期墨田区スポーツ推進委員の委嘱について」は、原案どおり決定することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第15・16

議案第31号「中学校スポーツ施設開放指導員の退任に伴う感謝状の贈呈について」及び議案第32号「平成28年度中学校スポーツ施設開放指導員の委嘱について」を上程する。

スポーツ振興課長 議案第31号の提案理由は、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱に基づき、感謝の意を表する必要があるためです。趣旨としては、25年に渡り寺島中学校でソフトテニス

指導いただきました田部井吉一氏が退任されるので、この方に感謝状を贈呈するものでございます。根拠は、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱細目基準のスポーツ振興課第4号です。就任期間が10年以上の者に交付するものでございます。交付主体は、墨田区教育委員会教育長です。3月31日付けの感謝状を、平成28年4月6日に交付します。議案第31号の説明は以上です。議案第32号の提案理由は、平成28年度中学校スポーツ施設開放事業の実施に伴い、墨田区スポーツ開放校基本要綱第5条に基づく指導員を委嘱する必要があるためです。委嘱する方は表のとおりで、8校7種目計24名です。議案32号の説明は以上です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

阿部委員 資料にある旧向島中とは、向島中学校の敷地を使用するということですか。

スポーツ振興課 はい、旧向島中学校の校庭を使用させていただきます。

阿部委員 この中に両国中学校はないのですが、プールとかありますよね。

スポーツ振興課 今のところ水泳は行っていませんので、プールの活用はございません。それから、両国屋内プールとの併設になっていますので、使用することが難しいです。

教育長 それでは、議決事項第15・議案第31号「中学校スポーツ施設開放指導員の退任に伴う感謝状の贈呈について」及び議決事項第16・議案第32号「平成28年度中学校スポーツ施設開放指導員の委嘱について」は、原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第17・18

議案第33号「墨田区立図書館運営規則の全部改正について」及び議案第34号「墨田区立図書館処務規則の全部改正について」を上程する。

ひきふね図書館長 議案第33号の提案理由は、墨田区立図書館条例の制定に伴い、所要の規定整備を行う必要があるためです。改正する規則名は、墨田区立図書館運営規則です。改正する理由は、墨田区立図書館条例の平成29年4月1日からの施行に伴い必要な事項を定めるため、墨田区立図書館運営規則の全部を改正する必要があるためです。主な改正内容について説明します。1点目は、規則名を「墨田区立図書館運営規則」から「墨田区立図書館条例施行規則」に改めます。2点目は、条例の規定と重複する4つの規定を削ります。規則から削る規定は、第2条の「事業」、第3条の「開館時間」、第4条の「休館日」、第5条の「利用の制限」です。3点目は、指定管理者の指定手続等について、9つの規定を新設します。第9条に「指定管理者の公募」、第10条に「指定管理者の応募書類」、第11条に「指定通知等」、第12条に「協定の締結」、第13条に「業務報告書の提出」、第2号様式に「指定管理者指定申請書」、第3号様式に「指定管理者指定通知書」、第4号様式に「指定管理者不指定通知書」を新設します。4点目は、第3条第4項に規定する「団体貸出し」について、団体に対する図書等の貸出しを1団体につき、「同時に300冊以内」から「同時に100冊以内」に改めます。理由としては、団体貸出を主に区内の小中学校の学級単位で行っている中、学級数の増加や児童館や高齢者施設といった貸出対象の拡大に伴い、各団体に公平に貸出を行うため、団体への貸出上限冊数を変更するものでございます。5点目は、第7条に規定する「損害の賠償」について、利用者が資料を亡失等した場合の「同一又は相当の資料をもってその損害を賠償させる」を「損害額の賠償については、同一又は相当の資料を代納することにより行わせる」に改めます。

理由としては、図書館の資料を亡失した場合、現物での弁償を原則としているため、「賠償」から「代納」と文言を改めるものでございます。施行期日は、平成29年4月1日です。議案第33号の説明は以上です。続いて、議案第34号の提案理由は、議案第33号と同様です。改正する規則名は、墨田区立図書館処務規則です。改正する理由は、議案第33号と同様です。主な改正内容について説明します。1点目は、規則名を「墨田区立図書館処務規則」から「墨田区立ひきふね図書館処務規則」に改めます。これは、平成29年4月1日から緑図書館、立花図書館、八広図書館に指定管理者制度を導入することに伴い、現行の処務規則の対象からこれら3館を除くため、規則名を改めるものです。2点目は、第1条に規定する「趣旨」、第2条に規定する「図書館の区分」、別表を削ります。3点目は、第1条から第8条までの規定の見出しや文言を改めます。施行期日は、平成29年4月1日です。議案第34号の説明は以上です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

雁部委員 「賠償」を「代納」に改めるということですが、代納できないような資料の貸出は行わないということですか。

ひきふね図書館長 絶版等で入手することができない資料については、例外として相当する物又は金額を納める規定としています。

雁部委員 それでは、そういった資料も貸し出すということですね。

ひきふね図書館長 はい、そうです。

阿部委員 条例施行規則第3条に規定する「団体」には、学校は含まれるのですか。

ひきふね図書館長 はい、学校も含みます。

阿部委員 学校の授業で視聴覚資料を使用する場合は、貸出は可能ですか。著作権の制限を受けますか。

ひきふね図書館長 不可能ではないですが、図書館の資料はあくまで個人が利用する前提で行っていますので、学校で広く児童・生徒に見させる前提ではありません。学校で使用したい場合は、学校で購入していただくことになると思います。

阿部委員 それから条例施行規則第7条に規定する「損害額の賠償」という表現に違和感があります。「額」を除いた方が、規定としては良いかと思えます。

坂根委員 日本語としても「損害の賠償」とした方が、良いと思います。

教育委員会事務局次長 ただいまの趣旨は理解いたしました。「損害の賠償」という文言に訂正させていただきます。

雁部委員 団体への貸出上限冊数を100冊にするということですが、学校が100冊以上借りたことはありますか。

ひきふね図書館長 そのような実例はございません。50冊程度借りるぐらいです。

坂根委員 一学年全員に同一の本を読ませる場合に、図書館で所有している冊数が足りないから借りられないという校長先生のお話を聞いたことがあります。

ひきふね図書館 団体貸出の場合、同一の物を複数貸し出すというより異なる物を複数貸し出すこととなります。

教育長 それでは、議決事項第17・議案第33号「墨田区立図書館運営規則の全部改正について」及び議決事項第18・議案第34号「墨田区立図書館処務規則の全部改正について」は、原案どおり改正することにしたいと思えますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第 19

議案第 35 号「墨田区立図書館運営基本方針について」を上程する。

ひきふね図書館長 提案理由は、墨田区立図書館条例の制定に伴い、墨田区立図書館の設置に係る目的を効果的、効率的に達成するため、墨田区立図書館の運営に係る基本方針を策定する必要があるためです。なお、策定後は図書館のホームページに公表し、墨田区立図書館の在り方を利用者に周知する予定です。内容について説明します。まず、図書館設置の目的についてです。墨田区立図書館は、図書その他必要な資料を自由及び公平の見地から収集し、整理し、区民等の利用に供することにより、その知る自由を保障し、もってその教育、教養、文化等の発展に寄与することとしています。これは、墨田区立図書館条例第 1 条の規定を引用しています。次に、運営方針についてです。墨田区立図書館は、その設置の目的を達成するため、誰でも多様な資料や情報を活用できる環境を整えるとともに、地域の課題に対応したサービスの提供及び充実を図ることにより、区民や地域の課題解決を積極的に支援し、「地域の活性化を支える情報拠点」「区民の役に立つ図書館」を目指すこととしています。このように従来の図書資料の貸出に留まることなく、地域の活性化、地域の課題解決の役に立つ図書館を目指すこととしています。そこで、4 つの在り方を示しています。「生涯学習の拠点としての図書館」、「墨田区の情報センターとしての図書館」、「区民や地域の課題解決を支援する図書館」、「交流の場としての図書館」です。次に運営体制についてです。1 点目は、ひきふね図書館を中心としてネットワーク運営です。2 点目は、利用者ニーズに基づく図書館運営です。3 点目は、民間活力の活用です。最後に、人材育成方針についてです。墨田区立図書館が、「地域の活性化を支える情報拠点」「区民の役に立つ図書館」として、図書館サービスを具体的、組織的に実行してするために、4 つの図書館職員の能力が強く求められることから、継続的に OJT、OffJT による研修を実施し、組織的な人材育成に努めることとしています。求められる 4 つの能力とは、「専門的能力（選書、レファレンス、読み聞かせ等）」、「学校図書館支援、他機関との連携、区民との協働等を円滑に実施するための能力（調整、折衝、企画立案等の能力）」、「高度な情報リテラシー（情報活用能力）」、「情報通信技術に対応する能力」です。説明は以上です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

坂根委員 運営方針にある「区民や地域の課題解決」という文言は、図書館法などの規定に用いられているのですか。

教育委員会事務局次長 この方針案は、図書館法の規定のほか、文部科学省が平成 24 年に発出している「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」という基準も踏まえています。「区民や地域の課題解決」という部分は、その基準の「地域の課題に対応したサービス」という項目の中に「地域の課題の解決に向けた活動を支援」とあり、その考え方を踏襲し、盛り込みました。なお、この方針案の作成に当たっては、図書館運営協議会において学識経験者や地域の方からの意見も踏まえさせていただいた経緯がございます。

坂根委員 わかりました。ただ、「区民」と「地域」の「課題」をまとめると文言的に違和感があります。地域が常に課題を抱えているようなイメージを受けます。つまり、地域が課題を持っているときに、図書館がサービスを提供するという意味だと思えます。

教育委員会事務局次長 もちろん来館された方が課題を持っているときに、色々な支援をすること

は大前提です。

坂根委員 ただ、この方針案を読むと、必ず課題があるから課題解決すると捉えてしまいました。

教育委員会事務局次長 持っている課題に対して支援するという趣旨でご理解いただければと思います。

坂根委員 はい、わかりました。

浅松委員 人材育成方針について、最近の図書館ではそういうことに力を入れていることと、逆に課題解決の部分で、そういう思いを持っている方と同じような思いを持っている方々が集まって、本を通じて、あるいは講師の話聞いて、考えを深め、人材育成につながっていくのだと思いました。

教育長 ありがとうございます。それでは、議決事項第19・議案第35号「墨田区立図書館運営基本方針について」は、原案どおり策定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定いたします。

報告事項第1

「寄付者への感謝状の贈呈について」、庶務課長が次のとおり説明する。

庶務課長 小学校新入学児童に対し公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団墨田支部から交通安全啓発用ハンカチーフの寄付があったため、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第3号の規定により、寄付者に対して感謝状を贈呈したものでございます。なお、本件は急施案件であったため、教育長の臨時代理決定により行い、本定例会において報告するものでございます。これは、毎年ハンカチーフの寄付をいただいているところでございます。交付対象者は、公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団墨田支部支部長の香川省司様です。寄付物件は、交通安全啓発用ハンカチーフ1,800枚で、金額にして225,000円相当です。交付主体は、教育長です。説明は以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

阿部委員 1,800枚は、枚数的に配布にちょうどよい数ですか。

庶務課長 小学校新入学児童全員に配布して、若干の余りがございます。

教育長 それでは、ただ今の報告事項については承認することといたします。

報告事項第2

「教育課題の進捗状況について」、庶務課長、指導室長及びすみだ教育研究所長が次のとおり説明する。

庶務課長 まず「学校校舎等の改築・改修事業」の2月実績について説明いたします。吾嬭第二中学校の改築工事については、計画どおり進行しています。吾嬭立花中学校の移築に向けた基本設計については、基本設計に係る庁内定例会において設計業者と進行管理を行いました。年度内の履行が完了するよう順調に進行しています。ガラス飛散防止対応工事については、現在6校工事中です。年度内で工事が完了する予定です。続いて「学校ICT化の推進」の2月実績について説明いたします。電子黒板の設置拡充ということで、本稼働を開始しています。内容については、ICT活用に係る授業公開を小学校4校、中学校4校で実施しました。庶務課からの説明は以上です。

指導室長 「いじめ・不登校防止対策事業」の2月実績について説明いたします。まず、いじめ・不登校調査を行いました。次に、生活指導主任連絡会でいじめ・不登校に関する情報交換を行いました。それから、不登校対策担当者連絡会で不登校段階表・類型表に基づく対応について協議しました。小学校から中学校へ進学する児童に特化して行いました。最後に、いじめ問題対策協議会で教育委員会の取組について報告し、いじめ対策について協議を行いました。指導室からの説明は以上です。

すみだ教育研究所長 まず「学力向上3か年計画（新学習状況調査、教員研修等）」の2月実績について説明いたします。すみだ学力向上推進会議（最終回）を開催しました。それから、調査分析科会報告会を開催しました。最後に、「すみだ学力向上推進会議」報告書の作成準備を行いました。続いて「幼保小中一貫教育」の2月実績について説明いたします。1月に幼保小中一貫フォーラムを終え、引き続き各ブロックへの支援の実施と巡回指導員への助言・支援を行いました。すみだ教育研究所からの説明は以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

教育長 それでは、報告承りました。

報告事項第3

「平成27年度児童・生徒の事故について」、指導室長が次のとおり説明する。

指導室長 一般事故、交通事故、その他の事故に分けて報告いたします。まず一般事故について、事故発生件数が倍増していますが、この要因として以前は打撲、すり傷、切り傷程度の報告は特段ありませんでしたが、連絡・相談が密になり、それらの報告も含まれたことが一つあります。また、自分でつまずいて怪我をしてしまう件数が増えてきていることも要因の一つです。自分の体をコントロールする能力に課題が出てきているのではないかと考えています。件数や内訳は、表のとおりで、4月から8月までの件数より9月から3月までの件数が多い状況です。次に交通事故について、現時点において10件と昨年度より下回っていますが、自転車の乗り方など交通ルールに変更があるので、引き続き交通安全教室などを通じて啓発を図っていきたいと思います。最後にその他の事故について、合計件数は47件で、内訳ではいじめが37件という状況です。いじめについては、解消したものや継続しているものも含まれています。説明は以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

坂根委員 路上生活者への暴言とありますが、これはどのようにして発覚したのですか。

指導室長 当該路上生活者が警察に相談したことで発覚しました。

教育長 それでは報告承りました。

報告事項第4

「（仮称）総合運動場等整備基本計画（案）について」、スポーツ振興課長が次のとおり説明する。

スポーツ振興課長 パブリックコメントの実施結果について、ご報告いたします。意見の募集期間は、平成28年2月10日から3月4日までです。意見募集の周知・公表方法は、区報、区ホームページ、区民情報コーナーなどです。募集結果は、意見提出者数が13名で、意見総数が23件でした。「陸上競技場（フィールド、インフィールド）」については、項目1から4までが400mトラックの整備を求める内容です。区の考え方として、東京都との協議の結果を踏まえ300mトラックの方向性になったこと、オリンピック・パラリンピック前に整備を完了させて多様なスポーツ

や用途に活用していくことで区民や子どもたちの健康増進や体力づくりに役立てていきたいとお答えしています。次に、項目5から9、「セミナーハウス」についての項目10から13までが、主に総合運動場設備や機能に対する要望です。区の考え方として、今後の設計、運用の中で検討させていただきたいとお答えしています。次に、「その他」について、項目14は都立公園との一体性の確保に関する内容です。項目16は飲食店が周辺にないので、物販スペースやケータリングカーが配置できる工夫が必要という内容です。それぞれ、今後検討させていただきたいとお答えしています。それから項目17は、もし公認（第4種）を取得した場合、更新する際にトラック改修経費として5,000万円程度かかると試算していますが、これが区の財政負担になるのではないかという内容です。これについては、今後どのような取得、更新の方法があるのか研究をさせていただきたいとお答えしています。続いて、項目18は整備時期に関する抜本的な見直しに係る内容です。区の考え方としては、オリンピック・パラリンピック前のスポーツや健康づくりの気運が高まっている時期に整備を完了させ、区民の皆さまや子どもたちの健康増進や体力づくりに役立てさせたいとお答えしています。項目19は、以前の旧曳舟中学校と旧西吾孺小学校の跡地に整備する計画がありましたが、その計画どおり整備を進めたらどうかという内容です。区の考え方としては、この跡地については大学誘致を進めているので、その実現に努力していくとお答えしています。最後、項目20は名称変更になった経緯を改めて説明した方が良いのではないかという内容です。区の考え方としては、「陸上競技場」という名称とした場合には陸上競技に特化した施設と捉えられてしまうのではないかと心配があり、多様なスポーツに活用できる施設ということで「総合運動場」と名称を改めたとお答えしています。説明は以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

坂根委員 項目17で、公認を取得すると、どのような利点があるのですか。

スポーツ振興課長 公認を取得した場合、例えば100m走を行うと、その記録が日本陸上競技連盟の公認記録として残すことができます。

坂根委員 今まで公認記録になったものはあったのですか。

スポーツ振興課長 区内ではありません。以前の国立競技場で中学校連合陸上競技大会を行った際に公認記録として申請し、承認を得ていれば、記録が残っていると思います。公認記録として認められるには、トラックの公認取得と公認記録を計るための大会として申請することが必要です。その2つの条件を満たした場合に公認記録として認められます。

坂根委員 5年間で5,000万円は高いですね。

スポーツ振興課長 公認が第1種、第2種になると、数億円となります。

浅松委員 項目15で、東白髭公園では炊き出しを行っていて、それに注意を払わないと安全管理が厳しいのかと思います。それと連動してこの競技場を含めた東京駅伝やマラソンを考えているということですか。

スポーツ振興課長 完成した際には、総合運動場と東白髭公園、隅田川テラスなどの周辺を一体化させ、駅伝大会やミニマラソンができないか検討しているところでございます。

浅松委員 それは良いことですが、そういった色々な方々と話し合った上で整備しないといけないですね。

スポーツ振興課長 学校関係者からご意見を伺ったときには、区有地以外の場所で行う場合に何かしら気を遣ったり、安全に配慮しなければいけなく、それが区有地であれば少なくとも第三者への気遣いはないことが大きなメリットの1つだとお話されていきました。

報告事項第5

「平成27年度墨田区立図書館・コミュニティ会館図書室・すみだ女性センター情報資料コーナーの蔵書点検実施報告について」、ひきふね図書館長が次のとおり説明する。

ひきふね図書館長 平成27年度の図書館、図書室、情報コーナーの蔵書点検結果について、ご報告いたします。実施期間については、平成27年11月9日から平成28年2月18日までとなっています。立花図書館、緑図書館、ひきふね図書館、梅若橋コミュニティ会館、横川コミュニティ会館、すみだ女性センター、八広図書館については点検が完了しています。東駒形コミュニティ会館については、大規模改修工事があり、実施していません。点検内容総括については、表のとおりです。全体の調べるべき資料数は、549,105点で貸出中のものは含まれていません。点検対象外の資料数は、197,308点です。不明資料数は、1,814点です。不明資料の内訳については、3年前から不明だった「不明3回」の資料数は347点、2年前から不明だった「不明2回」の資料数は1,080点、今回不明だった「不明1回」の資料数は387点でした。説明は以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

教育長 それでは報告承りました。

報告事項第6

「墨田区登録無形文化財の認定解除及び感謝状贈呈について」、生涯学習課長が次のとおり説明する。

生涯学習課長 本件については、墨田区文化財保護条例第6条第3項の規定に基づく認定解除を行い、感謝状を交付するものでございます。解除された者は、種別が工芸技術「裁縫（足袋仕立て）」の保持者であった宮内梅治氏です。登録年月日は平成11年12月2日で、解除年月日は平成28年3月13日です。登録期間は、16年3か月です。この方には、墨田区の文化財の保護及び普及に寄与した功績を称えるため、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第3号の規定に基づき、感謝状を贈呈いたしました。速やかに感謝状を交付する必要があったため、教育長の臨時代理決定により交付いたしました。なお、感謝状の交付主体は墨田区教育委員会で、交付年月日は、平成28年3月13日です。説明は以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

教育長 それでは報告承りました。

その他

坂根委員 桜堤中学校の卒業式に出席しましたが、大変良かったです。それから、文花中学校の夜間学級の卒業式にも出席しましたが、感動的で良い卒業式でした。夜間学級をよく知ってもらおうことと、それを知ることによって区民の方の中にはボランティアとして支援したく思う方も出てくると思うので、ホームページのみならず、メディアを通じて周知することを検討していただければと思います。

教育長 以上で、教育委員会を閉会いたします。